

## 北区役所住民情報関係業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される北区役所住民情報関係業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数は週5日、又は本市が指定する4日とする。
- (2) 勤務時間は週30時間を超えないものとし、各曜日の勤務時間は次の各号に掲げるとおりとする。

#### ア 週5日勤務の場合

- (ア) 月曜日から木曜日

午前9時00分から午後5時30分のうち本市が指定する6時間

- (イ) 金曜日

午前9時00分から午後7時00分のうち本市が指定する6時間

#### イ 週4日勤務の場合

- (ア) 月曜日から木曜日

午前9時00分から午後5時30分のうち本市が指定する7時間30分

- (イ) 金曜日

午前9時00分から午後7時00分のうち本市が指定する7時間30分

- (3) 休憩時間

45分

2 前項の規定に関わらず、会計年度任用職員に対し、あらかじめ休日を他の日に振り替えたうえで休日（開庁日に限る。）に勤務を命ずることがある。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。